

## 第3回 南海地震対策高台移転検討WG

日時：平成24年6月14日（木）

10:00～11:00

場所：3階 防災作戦室

### 次 第

#### 1 開 会

#### 2 議 題

(1) 政策提言（案）について

【資料1】

(危機管理部南海地震対策課)

(2) 市町村の意見集約について

【資料2】

(危機管理部南海地震対策課)

#### 3 閉 会

※参考資料1 第2回WG 議事概要

### 第3回 南海地震対策高台移転検討WG 出欠

	出欠	氏名	役職
①	○	ホッタ ユキオ 堀田 幸雄	危機管理部南海地震対策課長
2	代理 ○	ナカジマ マコト 中嶋 真琴	総務部財政課長補佐
3	○	ハシグチ ヨシツグ 橋口 欣二	健康政策部医療政策・医師確保課企画監(医療政策調整担当)
4	○	イノウエ タツオ 井上 達男	地域福祉部高齢者福祉課長
5	代理 ○	タケザキ ヒデキ 竹崎 秀樹	産業振興推進部地域づくり支援課チーフ(移住促進担当)
6	○	ホソギ クニオ 細木 邦郎	商工労働部商工政策課長
7	○	イサ ヒロシ 伊佐 寛	農業振興部農地・担い手対策課長
8	○	ヤスオカ タイヘイ 安岡 泰平	林業振興・環境部治山林道課長
9	○	ナカジョウ モリオ 中城 盛男	水産振興部漁港漁場課長
10	○	タカハシ タカシ 高橋 隆	土木部用地対策課長
11	○	トウヘイ マサル 藤平 大	土木部防災砂防課長
12	○	ナガノ セイ 永野 聖	土木部都市計画課長
13	○	ムラカミ ナオヨシ 村上 真祥	土木部住宅課長
14	○	コウ コウイチ 後藤 孝一	土木部建築指導課長
15	○	サワチカ マサヒコ 沢近 昌彦	教育委員会学校安全対策課長

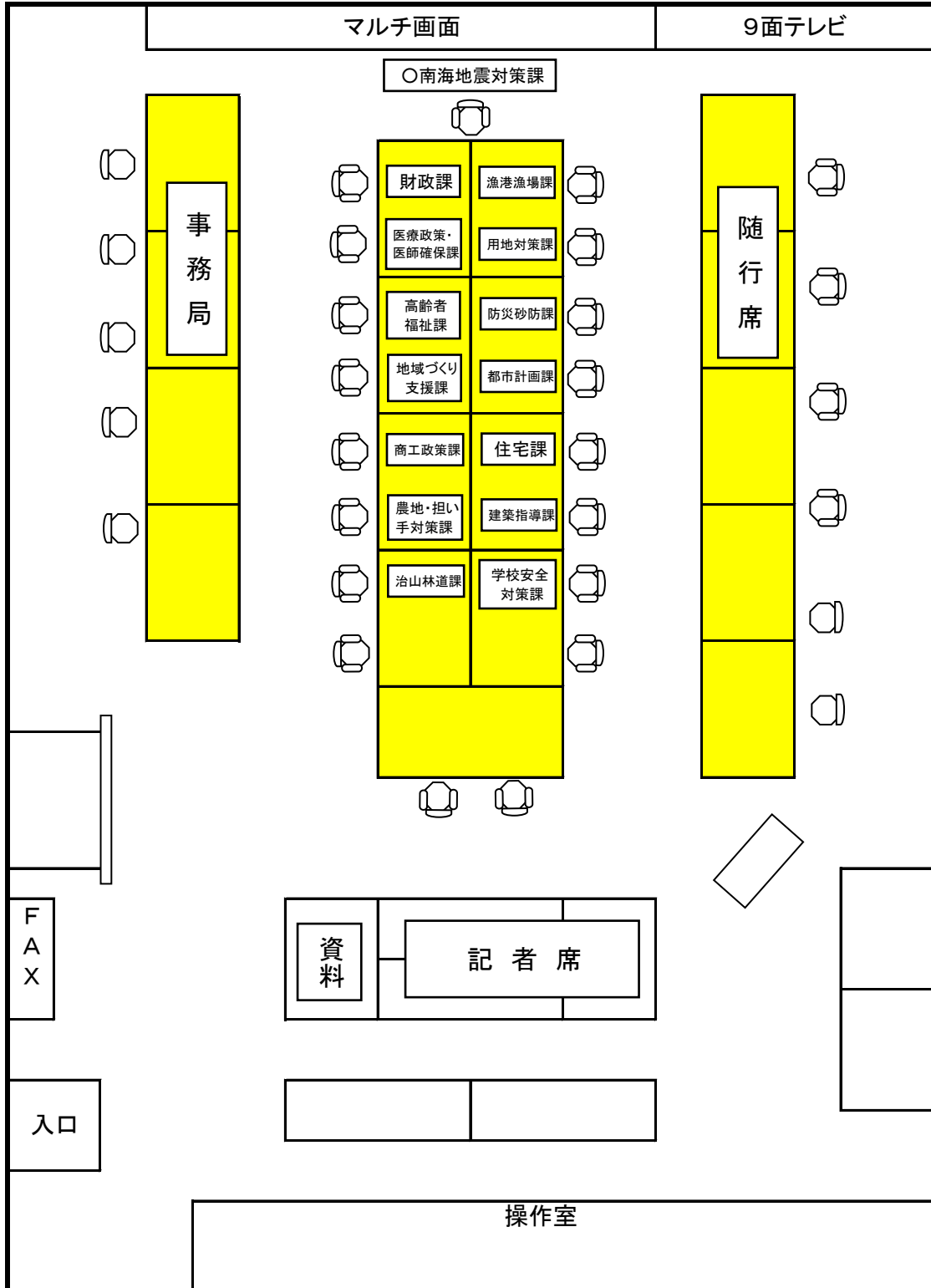
○はWG長

第3回 南海地震対策高台移転検討WG 配席図

平成24年6月14日(木)

10:00 ~ 11:00

高知県庁3階 防災作戦室



南海地震対策高台移転検討WG 検討スケジュール

	南海トラフ巨大地震対策検討WG(国)	南海地震対策再検討PT	南海地震対策高台移転検討WG
4月 (上旬)		4/5 開催	
(中旬)	4/20 第1回		
(下旬)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震対策の現状について</li> <li>南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高について</li> <li>今後の検討の進め方について</li> </ul>		4/26 第1回 <ul style="list-style-type: none"> <li>このWGの目的について</li> <li>防災集団移転促進事業について</li> <li>現位置での高層化について</li> <li>津波防災地域づくり法について</li> </ul>
5月 (上旬)		5/10 第1弾 県想定 発表	
(中旬)			
(下旬)	5/28 第2回 <ul style="list-style-type: none"> <li>地震対策の主な論点について</li> <li>被害シナリオ等について</li> </ul>		5/31 第2回 <ul style="list-style-type: none"> <li>各所属の課題と対策について</li> <li>連携する事業の概要説明</li> <li>連携する事業のメリットとデメリット</li> <li>政策提言イメージ(案)について</li> </ul>
6月 (上旬)	6/8 第3回 <ul style="list-style-type: none"> <li>南海トラフ巨大地震対策のフェーズ毎の整理</li> <li>地震・津波に強いまちづくりについて</li> <li>被害想定手法等について</li> <li>当面実施すべき対策について</li> </ul>		6/14 第3回 <ul style="list-style-type: none"> <li>政策提言(案)について</li> <li>市町村の意見集約について</li> </ul>
(中旬)		市町村の意見集約	
(下旬)	6/27 第4回 開催 6月末 国想定 公表		6月下旬 第4回 <ul style="list-style-type: none"> <li>政策提言の最終とりまとめについて</li> </ul>
7月 (上旬)	当面実施すべき 対策のとりまとめ (夏頃)	政策提言	
(中旬)			
(下旬)			
8月 (上旬)			
(中旬)			
(下旬)			
9月 (上旬)			
(中旬)			
(下旬)			
10月 (上旬)			
(中旬)			
(下旬)		秋頃	
11月 (上旬)		第2弾 県想定 発表	
(中旬)			
(下旬)			

人的・物的被害の推計

経済被害等の推計

対策の検討・提言内容のとりまとめ

# 財政支援のイメージ図

※< >内は国庫補助率

	移 転 元		移 転 先	
	用地の買取費	建築物の移転補償費・除却費	用地の取得造成費	建設費
住宅	公共 <3/4> <b>防</b>	公共 <3/4> <b>防</b>	公共 <3/4> <b>防</b> ↓ 民間(借地) <3/4> → 公共 ↓ 民間(借地) <3/4> ※分譲する 場合は差額分	民間 <—>
公営住宅	—	— → 公共 <3/4> (除却費) <b>防</b>	公共 <3/4> <b>防</b>	公共 <45%> <b>公</b> → 公共 <2/3>
医療施設	— → 公共 <3/4> <b>防</b>	— → 公共 <3/4> <b>防</b>	公共 民間 <—> → 公共 ↓ 民間(借地) <3/4> ※分譲する 場合は差額分 <b>防</b>	民間 <—> <b>融</b>
高齢者施設	— → 公共 <3/4> <b>防</b>	— → 公共 <3/4> <b>防</b>	公共 民間 <—> → 公共 ↓ 民間(借地) <3/4> ※分譲する 場合は差額分 <b>防</b>	民間 <1/2> <b>社</b> → 民間 <2/3> <b>融</b>
障害児・者施設	— → 公共 <3/4> <b>防</b>	— → 公共 <3/4> (除却費) <b>防</b>	公共 民間 <—> → 公共 ↓ 民間(借地) <3/4> ※分譲する 場合は差額分 <b>防</b>	民間 <1/2> <b>次</b> → 民間 <2/3> <b>融</b>
児童福祉施設	— → 公共 <3/4> <b>防</b>	— → 公共 <3/4> (除却費) <b>防</b>	公共 民間 <—> → 公共 ↓ 民間(借地) <3/4> ※分譲する 場合は差額分 <b>防</b>	民間 <1/2> <b>次</b> → 民間 <2/3> <b>融</b>
商業施設	— → 公共 <3/4> <b>防</b>	— → 公共 <3/4> <b>防</b>	民間 <—> → 公共 ↓ 民間(借地) <3/4> ※分譲する 場合は差額分 <b>防</b>	民間 <—>
産業施設	— → 公共 <3/4> <b>防</b>	— → 公共 <3/4> <b>防</b>	民間 <—> → 公共 ↓ 民間(借地) <3/4> ※分譲する 場合は差額分 <b>防</b>	民間 <—>
公立学校	—	— → 公共 <3/4> (除却費) <b>防</b>	公共 <3/4> <b>防</b>	公共 <1/3> <b>学</b> → 公共 <2/3>
公立保育所	—	— → 公共 <3/4> <b>防</b>	公共 <3/4> <b>防</b>	公共 <—>
私立幼稚園	— → 公共 <3/4> <b>防</b>	— → 公共 <3/4> (除却費) <b>防</b>	民間 <—> → 公共 ↓ 民間(借地) <3/4> ※分譲する 場合は差額分 <b>防</b>	民間 <1/3> <b>私</b> → 民間 <1/2> <b>融</b>
私立保育所	— → 公共 <3/4> <b>防</b>	— → 公共 <3/4> (除却費) <b>防</b>	民間 <—> → 公共 ↓ 民間(借地) <3/4> ※分譲する 場合は差額分 <b>防</b>	民間 <1/2> <b>子</b> → 民間 <2/3> <b>融</b>

**防** … 防災集団移転促進事業(国の負担は94.25%)

**公** … 公営住宅等整備事業

**社** … 社会福祉施設等施設整備事業

**次** … 次世代育成支援対策施設整備事業

**学** … 学校施設環境改善交付金事業

**子** … 子育て支援対策臨時特例交付金事業

**私** … 私立学校施設整備(私立幼稚園施設整備)事業

**融** … 融資制度

## 1. 住民の全員合意に関する要件の緩和

- ・少数の反対意見のために事業が実施できないことがないよう、移転に賛成する住民から事業を実施することを可能とすること
- ・移転促進区域の区域取りを工夫することにより事業の進捗を図ることを可能とすること

## 2. 住宅団地の規模要件の緩和

- ・住宅団地の規模要件を引き下げること  
※現状は、10戸以上  
(移転しようとする住戸の数が20戸を超える場合には、その半数以上の戸数)

## 3. 事業実施に係る経費の補助対象化

公益的施設とは・・・医療施設、社会福祉施設、官公庁施設、公立学校施設、保育所、購買施設及びその他の施設で、居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設

## 1) 公益的施設用地の取得造成費

- ・公益的施設の用地取得及び造成に要する費用を補助対象とすること
- ・公益的施設の用地について、必要な用地面積を補助対象とすること

## 3) 住宅団地の賃貸住宅敷地等の用地取得造成費

- ・住宅団地の住宅敷地等を貸付とする場合(分譲しない場合)の用地取得造成費については補助対象とすること

## 5) 事業計画等の策定費用

- ・住民の意向調査や広報活動など、事業計画の策定に要する経費を補助対象に追加すること

## 2) 住宅団地の分譲住宅敷地等の用地取得造成費

- ・住宅団地の分譲住宅敷地等の整備に要する費用のうち分譲住宅敷地等を適正な価格で売却した場合に、用地取得造成費から譲渡価格を控除した額を補助対象に追加すること

## 4) 移転促進区域内の宅地等の買取りに係る用地取得費及び移転料等

- ・移転促進区域内の住宅の用に供されている土地を買い取る場合において、買取りのために必要と認めるときは、当該住宅その他の土地に定着する物件の移転又は除却の工事等に通常要する費用の額(移転料及び立木の移植相当額の合算額)が補助対象であることを交付要綱に明記すること
- ・他の国庫補助事業で建設費等の補助事業がない公益的施設については、用地取得費及び移転料等を補助対象とすること

## 4. 住宅団地用地の取得造成費の1㎡当たり単価の引き上げ

- ・住宅団地の用地取得及び造成に要する費用の補助額算定の基礎額を引き上げること  
※現状は、高知市 18,300円/㎡、高知市以外 14,200円/㎡

## 5. 補助限度額の撤廃

- ・事業経費に係る補助基本額の合算額の限度額を撤廃すること  
※現状は、高知市 17,265千円×住宅団地入居戸数、高知市以外 16,550千円×住宅団地入居戸数

## 1. 公営住宅等の移転

## 1) 公営住宅等整備事業の補助率の引き上げ

- ・移転促進区域内の公営住宅等を住宅団地に移転する場合及び移転促進区域内の居住者の受皿となる公営住宅等を住宅団地に整備する場合、建設・買取費の補助率を「災害公営住宅整備事業」並みに引き上げること  
※現状の補助率 45% ⇒ 2/3(一般災害)

## 2) 用途廃止基準の耐用年限の撤廃

- ・移転促進区域内の公営住宅等を住宅団地に移転する場合の用途廃止基準から耐用年限の要件を撤廃すること

## 3) 移転促進区域内の耐用年限が満了していない公営住宅等の移転に関する財政負担の軽減

- ・移転元の公営住宅等に対する起債の繰り上げ償還の容認及びそのための財源を措置すること

## 3. 医療施設の移転

## 1) 移転促進区域内の医療関係施設等の移転に関する融資制度の優遇措置

- ・移転促進区域内の医療関係施設等を移転する際の施設の建設費等にかかる費用について、独立行政法人福祉医療機構の融資制度を活用する場合には災害復旧資金と同様の優遇制度を適用すること

## 5. 私立幼稚園の移転

## 1) 私立学校施設整備(私立幼稚園施設整備)事業の補助率の引き上げ

- ・移転促進区域内の私立幼稚園を移転する場合には、建設費等の補助率を「私立学校施設災害復旧事業」並みに引き上げること  
※現状の補助率 1/3 ⇒ 1/2

## 2) 財産処分制限の緩和

- ・移転促進区域内の私立幼稚園を移転する場合には、財産処分制限を緩和すること

## 3) 移転促進区域内の私立保育所の移転に関する融資制度の優遇措置

- ・移転促進区域内の私立幼稚園を移転する際の施設の建設費等にかかる費用について、日本私立学校振興・共済事業団の融資制度を活用する場合には災害復旧費と同様の優遇制度を適用すること

## 2. 社会福祉施設の移転

## 1) 社会福祉施設等施設整備事業、次世代育成支援対策施設整備事業及び子育て支援対策臨時特例交付金事業の補助率の引き上げ

- ・移転促進区域内の障害児・障害者施設、児童福祉施設、私立保育所を移転する場合には、建設費等の補助率を「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」並みに引き上げること  
※現状の補助率 1/2 ⇒ 2/3

## 2) 財産処分制限の緩和

- ・移転促進区域内の社会福祉施設を移転する場合には、財産処分制限を緩和すること

## 3) 移転促進区域内の社会福祉施設の移転に関する融資制度の優遇措置

- ・移転促進区域内の社会福祉施設を移転する際の施設の建設費等にかかる費用について、独立行政法人福祉医療機構の融資制度を活用する場合には災害復旧資金と同様の優遇制度を適用すること

## 4. 公立学校施設の移転

## 1) 学校施設環境改善交付金事業の補助率の引き上げ

- ・移転促進区域内の公立学校施設を移転する場合には、建設費等の補助率を「公立学校施設の災害復旧事業」並みに引き上げること  
※現状の補助率 1/3(過疎地域5.5/10) ⇒ 2/3

## 2) 財産処分制限の緩和

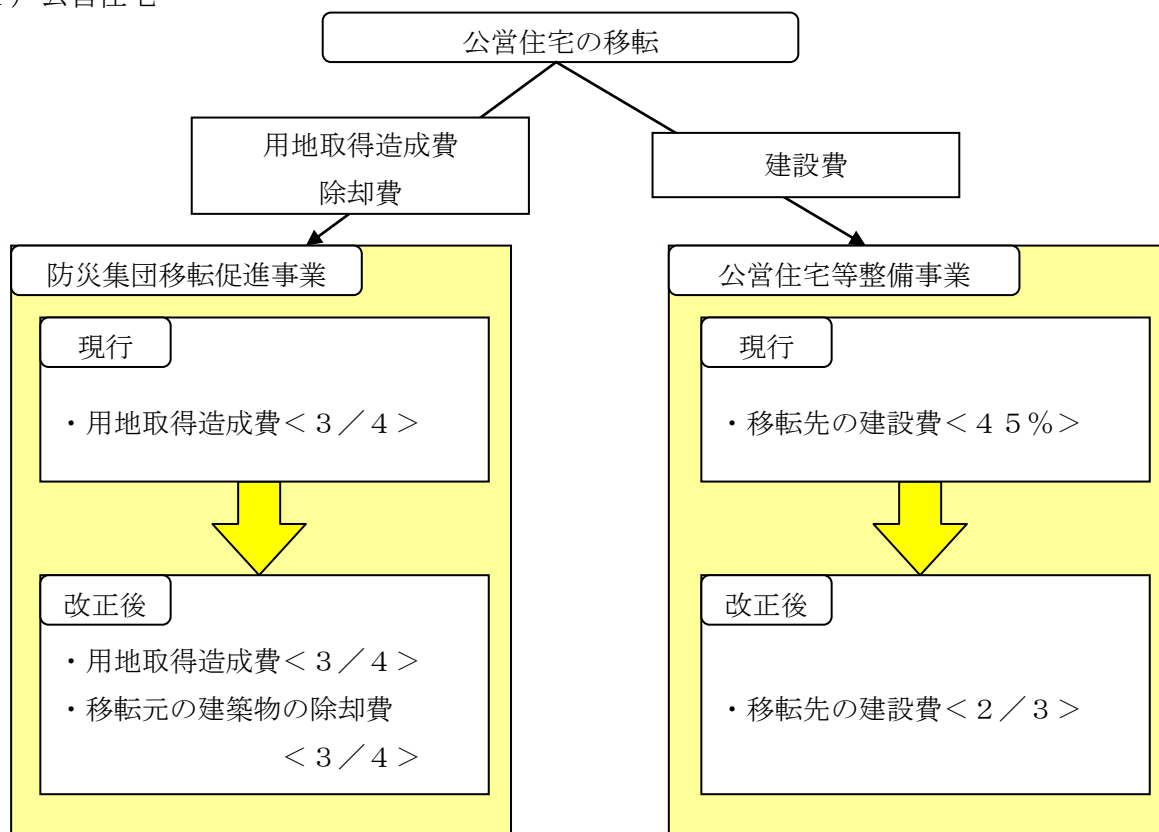
- ・移転促進区域内の公立学校施設を移転する場合には、財産処分制限を緩和すること

## 3) 移転促進区域内の財産処分制限期間が満了していない公立学校施設の移転に関する財政負担の軽減

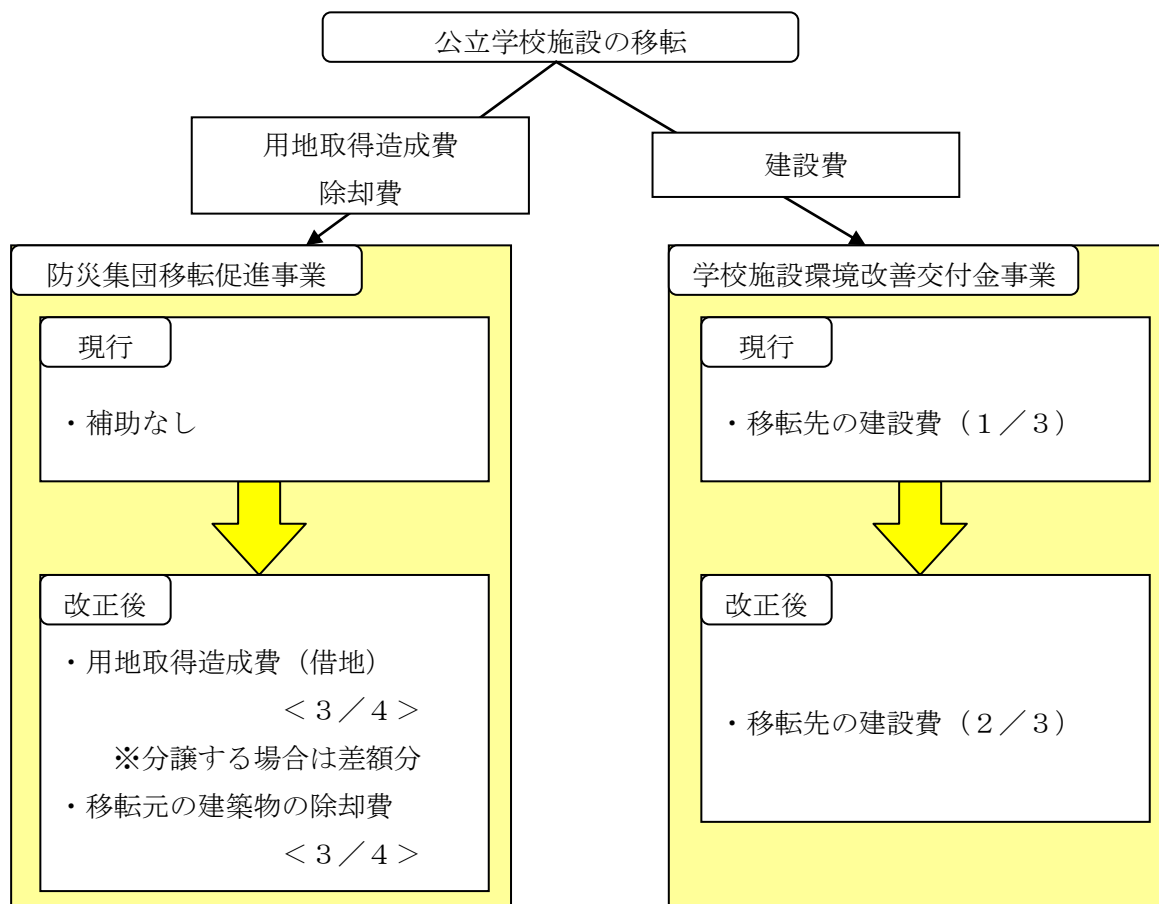
- ・移転元の公立学校施設に対する起債の繰り上げ償還の容認及びそのための財源を措置すること

# 公営住宅、公立学校施設の高台移転スキーム

## 1) 公営住宅



## 2) 公立学校施設



## 防災集団移転促進事業の比較表

	種別	東日本大震災における被災3県	現行制度
計画	実施主体	市町村、県	同左
	計画策定主体	市町村、県 (県が行う場合は復興整備計画を策定)	市町村
	事業計画の同意	国土交通大臣の同意	同左
	移転促進区域の設定	必要	同左
	補助率	7/8(計画策定費:3/4) ※震災復興特別交付税措置により、国費負担100%	3/4 ※特別交付税措置により、国費負担94.25%
	事業計画策定費の補助	○	△
住宅団地に関する補助	住宅団地の整備	「①5戸以上」かつ「②移転対象住戸の半数以上」 ※国土交通大臣が認める場合に限り②の要件は適用除外	10戸以上 (移転対象住戸が20戸を超える場合は、その半数以上の戸数が住宅団地に移転)
	住宅団地用地の取得造成費の補助	○	同左
	公益的施設用地の取得造成費の補助	○	×
	公益的施設用地の面積上限	○ ※住宅団地面積の3割(国土交通大臣が認める場合は5割)	×
	分譲敷地用地の取得造成費の補助	○ 「取得造成費」-「譲渡収入」=補助対象	×
	住宅団地の用地取得造成費用の限度額	(住宅団地入居戸数×660㎡+公益的施設用地面積)×単価①	(住宅団地入居戸数×660㎡)×単価①
	住宅団地の用地取得造成単価(①)の引き上げ	○(23,980円/㎡を加算) ※限度額(盛岡市、仙台市、福島市):44,480円/㎡ ※限度額(被災3県のその他の地域):39,780円/㎡	× ※限度額(高知市):18,300円/㎡ ※限度額(高知市外):14,200円/㎡
	住宅団地の用地取得造成費の限度額撤廃	○ ※国土交通大臣が認める場合に限り	×
	住宅団地における公共施設整備補助	○ ※限度額(盛岡市、仙台市、福島市):住宅団地入居戸数×3,198千円 ※限度額(被災3県のその他の地域):住宅団地入居戸数×3,581千円 ※国土交通大臣が認める場合に限り、限度額を撤廃	○ ※限度額(高知市):住宅団地入居戸数×3,198千円 ※限度額(高知市外):住宅団地入居戸数×3,581千円
	農林水産業に係る生産基盤(共同作業所、加工所、倉庫等)整備費の補助	○ ※限度額:住宅団地入居戸数×1,243千円	同左
宅敷地購入・住宅建設に対する補助	○(708万円) ※住宅建設の場合、限度額444万円 ※住宅用地の場合、限度額206万円 ※住宅造成の場合、限度額58万円	○(406万円) ※住宅建設の場合、限度額310万円 ※住宅用地の場合、限度額96万円	
移転元の宅地等の買取	移転促進区域内の宅地等の買取費用	○ ※限度額なし ※宅地等に定着する住宅等の移転料を含む	○ ※限度額なし
	移転促進区域内の農地等買取り要件の緩和	○	同左
移転費用の補助	移転者の住居移転に対する補助 (引越費用、建物取壊し費用)	○ ※限度額78万円(離農者2,372千円)	同左
補助合算額	合算限度額の適用	×	○ ※合算限度額(高知市)17,265千円×移転住居数 ※合算限度額(高知市外)16,550千円×移転住居数
その他	被災者生活再建支援金(加算支援金) ※家屋全壊・大規模半壊した世帯が、新たに住宅を建設・購入する場合、200万円を支給	○	×
	災害復興住宅融資 ※家屋全壊・大規模半壊した世帯が、新たに住宅を建設・購入する場合、基本融資額1,460万円を5年間無利子で融資	○	×
	税の特例(所得税控除) ※移転促進区域内の宅地を売却した場合の所得税の控除	○	△



## 市町村の意見集約について

### 1. 目的

高台への移転については、事業の実施主体が市町村となることから、各地域の現状に詳しい市町村の意見を集約し、国への政策提言に反映させるため。

### 2. 時期

第3回WG終了後

### 3. 対象

高知県沿岸19市町村

### 4. 内容

- 1) 政策提言(案)について、意見や追加等した方がよい項目
- 2) 被害想定を受けて、現段階で高台への移転を検討している地域の有無  
(検討主体が役場主体なのか地域主体なのかも含めて)

### 5. 結果

市町村の意見については、次回のWGにて報告

### 6. 次回WGの開催予定

平成24年 6月下旬

### 7. 議題(予定)

- (1) 市町村の意見について
- (2) 政策提言の最終とりまとめについて  
※市町村の意見を反映させたものを提示
- (3) 現位置での高層化の考え方について

## 第2回南海地震対策高台移転検討WG 議事概要

日時：平成24年5月31日（木）

10:00～12:00

場所：高知県庁3階 防災作戦室

### 1 開 会

(WG長)

今回（第2回）で最終提言書をまとめる予定であったが、各課個別の最終の詰めが出来なかったので政策提言のイメージにとどまった。来週、各課で詰めを行い6月上旬に政策提言の中間段階でのとりまとめをしたい。その後、市町村に意見集約を行い6月下旬には最終政策提言をまとめたいのでご協力をお願いしたい。

### 議 題（1）各所属の課題と対策について

(医療政策・医師確保課 説明)

(質疑応答)

耐震化に合わせて移転する制度があるということですか。

一定の病院に限っては、耐震のためということであれば移転できる制度がある。ただ、機能が大きくなるとか付加されるということになるとできません。厚生労働省関係ですので病床過剰地域だと10%の病床削減義務が課せられます。そうすると病院も実施したがるしないし、できにくいところがある。

用地費は対象にならないということですか。

はい。

(高齢者福祉課 説明)

(質疑応答)

用地費はないということですか。

はい。

補助制度がない施設について防集事業の移転費が出せないか、補助があるものに関しては補助率をかき上げしてもらおうということにしてはどうか。来週、個々の施設ごとの要望内容を詰めたい。

(商工政策課 説明)

(意見)

小規模店舗を防集事業で対応できないか、検討したい。規制緩和については、防集事業では困難であるので、別途検討したい。

(農地・担い手対策課 説明)

(意見)

農地を含めた集落全体での高台移転は難しいので、住居を高台に移転し、移転した跡地の農地利用も考慮しながら平地にて農作業を行っていくような考え方でいきたい。これも規制緩和の検討が必要である。

(治山林道課 説明)

(漁港漁場課 説明)

(質疑応答)

「漁集」で盛土による造成はできるが、住宅の移転費用は含まれないか。

別途である。住宅移転費の捻出を考慮するなら、「防集」とのセットや他の制度を利用する使い分けが必要である。

「漁集」のメリットは全員の合意が必要でない。

(用地対策課 説明)

(意見)

移転元地の建物移転補償を出した時の税金控除の考え方を教えてください。

(防災砂防課 説明)

(意見)

「防集」事業は限度額があるので「漁集」と同様、事業の組み合わせを考慮するとよい。

(都市計画課 説明)

(意見)

高台移転では、防集事業が基本となるので議題(4)で再度説明をお願いします。

(住宅課 説明)

(質疑応答)

いろいろな移転等手法について、対応の可否・各制度の組み合わせ等を考えていく必要がある。防集事業でマンションを住宅団地として考えられるか。また、現位置での盛土を住宅団地の整備としてできるか。個別の建物の高層化については難しいと思うが、

どうか。

現在でも、高須地区は浸水地区であるため、ゲタばきにしている住宅はある。それに少し補助をするというイメージでいるため、そんなに難しいとは考えていない。

(建築指導課 説明)

(意見)

移転を行う場合は指定をしなければならないので、理解をしていただく。

(学校安全対策課 説明)

(意見)

今の補助で行うのか、新規メニューを作るのか、防集事業で行うのか要望の仕方を協議したい。

(事務局 説明)

報告でございます。前回のWGで津波防災地域づくりに関する法律を説明しまして新しい法律ですので、もう少し検討していかなければならないということをおっしゃっていました。それ以後に、国土交通省及び四国地方整備局との協議をしまして、基本的にこの法律は規制、警戒区域を設定することによって住民の皆様の命を守るといったことに力を入れる法律で事業に対しては今のところ無いようである。法律の網をかける区域についても時間がかかりますので、このWGでは津波防災地域づくりに関する法律については検討を行わない方針でいきますので、港湾・海岸課は今回からWGに参加をしないということを報告します。

議 題 (2) 漁港漁場課所管事業について

※議題(1)各所属の課題と対策について で説明

議 題 (3) 住宅課所管事業について

(住宅課 説明)

(意見)

一点目の公営住宅について、移転の声が聞こえてくるので何らかの方法を検討しなければならない。

公営住宅の場合、用地は補助対象にならないので土地については防集事業で確保することが一点、上物については災害公営住宅でいくのか通常の公営住宅でいくのか、検討しなければならない。2番目のがけ地近接等危険住宅移転事業についても基本は防集事業で行いたいですが、がけ地なども含め考えておく。

## 議 題（４）都市計画課所管事業について

（都市計画課 説明）

（意見）

住宅団地に関する補助で公営の場合（売らない場合）は補助となるが、個人に売り、分譲する場合は補助の対象にならない。移転元の宅地等の買取りで農地等の買取りは認められているが、農地等の「等」がどこまで認められているか明確になってないのが問題である。公益的施設の内容及び立地の考え方として、住宅団地の面積の3割を上限に公益的施設の取得造成費が補助対象となった。防集事業とは別に公益的施設の整備を主たる目的とした国庫補助制度がある場合には、原則としてこれらの国庫補助制度の活用を優先する。公益的施設の用地造成も対象になっている。例えば、市町村が運営するもの、売却しないものについては対象になる。それなら用地を貸付した場合はどうなるのか、確認していきたい。

これが、今回の肝要な部分ですので充分議論をお願いしたい。東北地方でやっているメニューを高知県でもやれば、ほとんどこの事業の対象となるのではないかと考える。例えば、移転元の用地の買取りは、移転促進区域の宅地等となっている。この宅地等の「等」に例えば福祉施設、病院等が入っているのか、この移転費用で建物を建てるようになるので。この時の税金の考え方を次回でお願いしたい。移った先で補助金を取れるのであれば、そちらでやっていただく。公営住宅は、団地の中ということで扱える。しかし、公立学校の用地はどうやって扱うのかは詰めて考えないといけない。

（質疑応答）

農林水産業の基盤整備補助があるが、移転のために貸工場を公共団体が整備して貸す場合は対象となるのか。

検討したい。

防災集団移転事業について、国の方では予算措置をどのようにやっているのか。相当の額が必要だと思うが、申請したら認められるのか。

基本的には、震災が発生した後でないと認められない制度なので、予算措置はない。予防的な措置として、今回は特別な事例としてお願いしていくようになる。集団移転促進事業計画を市町村が出して、国土交通大臣が認めたら国が用意する。金額は不明ですが。予防的にやったことがないので、最小限の予算を考えておいて、後に補正で対応ということになるだろうと考える。

防災集団移転事業について、震災復興交付金とのすみわけはどうなっているのか。

震災復興交付金のメニューの中に、今回の防災集団移転事業が入っている。

公益的施設用地の取得について、スーパーマーケットやコンビニエンスストア、民間の福祉施設等の扱いについて、もう一度詳しく説明して欲しい。

売却する用地はいけないということは分かっている。しかし、貸付けはどうなるのかという部分は、これから確認していく。

数年前から、町営住宅の買取りの問題が出てきた。町営住宅の買取りの場合、数十年前に約

束した事項を変更して、金額を返納して対処している。今回の貸付土地の場合も、同じようになるのではないのでしょうか、想像ですが。

高齢者の場合、資金力がない。その場合、定期借地権をつけるなりして対応していかないと、移転の合意ができないのではないか。土地を売って買って、次に借りての差額で再建築費用を出すようなスキームを工夫できないか。定期借地権を考慮してはどうか。

東北の事業のパンフレットでは、①公営住宅に入る場合②借地の場合③土地を購入する場合の3つの例があるので、定期借地権は大丈夫であると考えている。

#### 議 題（5）防災集団移転促進事業と他事業との連携について （事務局 説明）

#### 議 題（6）政策提言イメージ（案）について （事務局 説明）

これから行う政策提言のイメージの案について、このような項目を盛り込む予定です。これをもとに来週からみなさんのところをお伺いする予定です。

#### <意見と質疑応答>

①避難施設の確保が地域によっては難しいので、施設の高層化も視野に入れたい。

②融資制度についても提言してほしい。

事業の対象は東北のように大規模ではなく小規模の場合ですか。

対象は津波によって被害を受ける地域、指定する地域です。

東北地域は復興交付金であり補助ではないということを考えなければならない。

トラフ法の中に一括交付金があるので、これから検討していく。最低でも防集事業の拡大・拡充を要望していく。

市町村は色々な施設の移転を要望するはず。その場合に防集を使わない方法もありだと思ふ。あくまで防集は住宅の移転です。

用地費は他事業にはないので、単独では難しい。少なくとも公営住宅について用地を防集事業で整備し、上物は公営住宅の補助にしたい。

#### （WG長）

新聞記事で中土佐町の場合ですが、小松副町長は、「高台移転だけでなく現在の場所に盛り土して建てることも含めて本年度中に結論を出したい。」と、中土佐町でも、具体的に考えている。

裏面の黒潮町の記事で、「大西勝也町長は、安全度をランク分けした避難場所の整備や町営住宅を高台移転する方針を示した。」「沿岸集落の高台移転について住民と協議を始めることや、老朽化している万行・横浜の両地区の町営住宅は先行して高台に移す考えを明らかにした。」ということで、少なくともこれについての枠組みは、最終回にはお示しするつもりです。用地は防集事業で移す、上物はこの事業の拡充を要求していく。

今早急に求められているのは、この公営住宅と学校についてであり、具体的なスキームを作っていきます。

## 議 題（7）次回のWGに向けて

（事務局 説明）

次回のWGですけれども、来週6月上旬、ヒアリングを終えた後に開催を予定しています。議題は、各分野での政策提言のイメージ、最終とりまとめということで予定しています。

先ほどから言っておりますように、来週、担当の者が廻らせていただきまして、お願い事項にも書いていますが、各分野の施設の移転を防集事業を適用するのか、それぞれの所管する事業を適用するのかということを決めていきたいと、また、政策提言のイメージについてもご協議をさせていただきたいと考えております。

（WG長）

もう一点、情報提供で参考資料2を見ていただけますか。

これは、知事が委員となっている国のWGの進捗状況で、5月28日に第2回目のワーキングをしました。その時の南海トラフ巨大地震対策の主な論点ということでございます。この中で、当面実施すべき対策は、破線の枠囲みの対策となっています。これを当面、夏までの間に対策を示していくということで作業をしています。右側の点線で囲まれた中に、津波が極めて短時間に到達する地域について、特にどのような対策をとるべきかの中の例として、病院・社会福祉施設のあり方や、高台移転の推進方策があります。ここまでに、この提言内容を知事に言っていただくという活動をしていこうと思っています。ただ、この時期が明確になっていないので、たとえば6月末までに仕上げれば間に合うという予定です。

別途、国の方へ要望活動をかけていくことになろうと思います。

（質疑応答）

最後の参考資料2ですが、極めて短時間に到達する地域についてという項目ですが、これはいわゆる避難の事ではないですね。高台移転というのは短時間に来るかどうかというよりも、どれ位の高さになるかどうかの方が大事ですね。

それも大事ですが、避難が出来ないところは時間的なもので事前にとという意味だと思います。

3時間程度で避難可能な所は、高台移転しなくてもいいという意味合いですか。

深さもありますので、そうとも言えない。ここで書かれていることは、短時間なので事前に高台に逃げておこうと、避難場所が確保できないということで書かれていると思います。まだ、ここの議論の要旨が入ってきていないので、申し訳ないですが、次回にはここで議論した内容について概要をお示しするようにいたします。

もし、まだ避難の話が残りながら、こう語っているようであれば、先ほどの事前復興というところにうまく繋がらない可能性があるので、そこは逆に意見をされた方がよいのではないかと思います。

承知しました。